

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	東北財務局長
【提出日】	平成25年10月31日
【会社名】	株式会社ネクス
【英訳名】	NCXX Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 秋山 司
【本店の所在の場所】	岩手県花巻市櫛ノ目第二地割32番地 1
【電話番号】	0198-27-2851（代表）
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長兼経営企画部部长 石原 直樹
【最寄りの連絡場所】	東京都港区南青山五丁目 4 番30号
【電話番号】	03-5766-9870
【事務連絡者氏名】	代表取締役副社長兼経営企画部部长 石原 直樹
【届出の対象とした募集有価証券の種類】	株式
【届出の対象とした募集金額】	その他の者に対する割当 302,932,000円
【安定操作に関する事項】	該当事項はありません。
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町 2 番 1 号)

第一部【証券情報】

第1【募集要項】

1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	349,000株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株となっております。

(注) 1. 今回行う第三者割当により発行される株式(以下「本新株式」といいます。)については、平成25年10月31日(木)開催の当社取締役会の決議によります。

2. 振替機関の名称及び住所

名称: 株式会社証券保管振替機構

住所: 東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

2【株式募集の方法及び条件】

(1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	349,000株	302,932,000	151,466,000
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	349,000株	302,932,000	151,466,000

(注) 1. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は、会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額は、151,466,000円であります。

2. 発行価額の総額を割当予定先に対して第三者割当の方法により割当てます。

(2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
868	434	100株	平成25年11月18日(月)	-	平成25年11月18日(月)

(注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。

2. 発行価格は会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上の増加する資本金の額であります。

3. 本新株式の引受の申込みについては、申込期間内に後記申込取扱場所へ株式申込証を提出し、払込期日に後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。

4. 本新株式を割当てた者から申込がない場合には、本新株式に係る割当てを受ける権利は消滅します。

(3)【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社ネクス経営企画部	東京都港区南青山五丁目4番30号

(4)【払込取扱場所】

店名	所在地
みずほ銀行四谷支店(当座預金)	東京都新宿区四谷三丁目3番1号

3【株式の引受け】

該当事項はありません。

4【新規発行による手取金の使途】

(1)【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
302,932,000	2,200,000	300,732,000

(注) 有価証券届出書等開示資料作成費用500,000円、登記費用1,100,000円、その他諸経費600,000円であり、消費税等は含まれておりません。

(2)【手取金の使途】

使途	具体的な使途	金額	支出予定時期
M2Mモジュール製品の開発費用	人件費及び外注費	200百万円	平成25年11月～平成26年10月
	材料費	80百万円	
	市場調査等、その他費用	20.7百万円	
合計		300.7百万円	

資金使途につきましては、M2M(Machine-to-Machine)モジュール製品開発費用として、開発人員の人件費、開発に関する外注費、量産製造に必要な設備設計や金型設計、治具類の設計等の外注費として約200百万円、量産工程に至るまでの試作品の作成に当たる材料費等として約80百万円、マーケティング費用等として約20.7百万円を予定しております。

また、平成25年1月23日付け有価証券届出書に記載の第三者割当増資では、受注予定であった緊急性の高い主要デバイス商品の開発資金の確保を行いました。今回の調達においては、将来的なマーケットを見定めた、新たな技術開発の為に研究開発資金となります。受注が確定してから開発するのではなく、今後の拡大するマーケットを見定め新たな技術を先行して開発する事で、大きなアドバンテージを取る為です。

M2M分野の詳細については以下のとおり

Machine to Machine(マシン・ツー・マシン:M2M)とは、人間同士のコミュニケーションとは別に人間を介すことなく通信機器間で各種通信を行うことで各種産業分野への市場拡大を目指すために使われた用語であり、その市場は急速に拡大しております。具体的な例では、サーバーのクラウド化、工場等の遠隔制御監視といったものからホーム・セキュリティのリモート化、スマートフォンの位置情報検索サービスなど身近なものまで、その市場は広範囲かつ多岐にわたります。将来的には、通信インフラの超高速化、普及化により、これまで通信を必要としなかった産業分野への通信機能組み込みによる利便性の向上、リモート制御のさらなる高度化、逆に低速、低料金のサービスでデータ通信を利用することによる通信コストの削減や省エネルギー実現への適用など、あらゆる分野へ適用されることでM2M市場は今後も拡大が続くと予想されます。

第2【売出要項】

該当事項はありません。

第3【第三者割当の場合の特記事項】

1【割当予定先の状況】

a 割当予定先の概要	
名称	株式会社エイビット・ホールディングス
本店の所在地	東京都八王子市南町3番10号
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 檜山 竹生
資本金	1,000万円
事業の内容	持株会社
主たる出資者及びその出資比率	株式会社エイビット・イニシャチブ 55% 檜山 竹生 30% その他個人株主24名 15%
b 提出者と割当予定先との間の関係	
出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

（注）株式会社エイビット・ホールディングスは、平成25年7月1日付新設された株式会社エイビットの持株会社であります。

（参考）

a 割当予定先の完全子会社の概要	
名称	株式会社エイビット
本店の所在地	東京都八王子市南町3番10号
代表者の役職及び氏名	代表取締役社長 檜山 竹生
資本金	1億円
事業の内容	移動体通信用計測機器の開発、製造、販売 通信用半導体の開発、製造、販売 通信機器の開発、製造、販売
主たる出資者及びその出資比率	株式会社エイビット・ホールディングス 100%
b 提出者と株式会社エイビットとの間の関係	
出資関係	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。
資金関係	該当事項はありません。
技術関係	該当事項はありません。
取引関係	該当事項はありません。

c 割当予定先の選定理由

当社は、急速な市場拡大が見込まれているM2M（Machine-to-Machine）市場に着目し、グローバル通信に対応した超小型M2M通信アダプタ「AX8084NC」、ソフトバンクモバイル網のプラチナバンドに対応したM2M向け3G U S B通信モジュール「UX102NC」をはじめ、市場のニーズに対応した多種多様なM2M製品のさらなる拡充に取り組み、国内はもとより世界の市場に向けてもM2M分野における事業ドメインの拡大を図っております。

また、株式会社エイビット（その100%持株会社は株式会社エイビット・ホールディングスであり、以下「エイビット社」という）は、通信技術の開発、関連製品の製造・販売等、通信事業に特化している会社であり、3G / L T E通信用計測器及び「イエデンワ」等、P H S関連の製品、ソフトウェア、半導体を中心とする事業を国内外において展開しております。特に安価で安定した無線通信プロトコルのデータ通信機能を各種製品に容易に組み込むことを可能とした通信モジュールや、各種センサーとの組み合わせによるテレメトリシステム（通信回線、電波等を使って、遠隔地の機器のデータ・情報を読み出すシステムのこと。遠隔検針、自動検針、遠隔制御、遠隔計測、遠隔監視、遠隔通報、遠隔モニタリング等。）の構築ノウハウ、及び長年手がけたP H S事業におけるコア技術を保有しております。同社は本年、業界に先駆けて、超低消費電力半導体の開発・実用化に成功し、ガス事業者向けM2M製品の納入を開始しています。

エイビット社は当社と同じ通信業界に属し、当社と同じくP H Sのコア技術を有しており、株式会社ウィルコムにも様々な製品を納品した実績があります。当社と共通した技術を持っていることから、過去に当社がエイビット社のモジュールを使用した製品開発を検討するといった業務提携の試みもありました。

この度当社は、株式会社エイビット・ホールディングスに対し第三者割当を行うとともに、エイビット社と業務提携を行い、当社とエイビット社それぞれが保有している共通した技術を融合させるだけではなく、それぞれが独自で保有する通信関連コア技術も融合させ共同研究開発を行う事で、M2M分野における新たな技術の創造を目指します。

また、エイビット社が得意とするコンシューマ分野と当社のM2M分野など製品の性質上顧客層が大きく異なるため、双方の顧客基盤の活用により、今までリーチする事が出来なかった顧客層にもリーチする事が可能になります。さらに、共通した技術を持っていることから、両社が製造する製品の部品には同様の物が使用されている事が多く、共同購買等による原価低減にも寄与します。

上記のように共同研究開発によるM2M分野における最先端技術の取得、双方の顧客基盤の活用による販売拡大、共同購買による原価の低減等のシナジーの実現を目的として、業務及び資本面の提携を決定しました。

また、今回調達予定とする300.7百万円の資金用途は、エイビット社との業務提携のもとに共同または関連性がある商品の開発資金となることから大規模の公募増資による資金調達を想定しておらず、また開発に要する期間も長い物では1年近くかかり、その後量産化し製品販売を行うため、回収期間は3～4年以上にわたる長期投資に該当し、返済義務のない自己資本の増強を図ることを選ぶことが最適と判断いたしました。

d 割り当てようとする株式の数

株式会社エイビット・ホールディングス	普通株式 349,000株
--------------------	---------------

e 株券等の保有方針

株式会社エイビット・ホールディングスは、当社とエイビット社との業務提携により持続的な協力関係を構築することを前提に、割り当てを受けた株式について長期保有する方針と伺っております。また当社は株式会社エイビット・ホールディングスから、払込期日より2年以内に処分及び割当株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡株式数、譲渡日、譲渡価格、譲渡の理由、譲渡の方法等を直ちに当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所に報告すること及び当該報告内容が公衆縦覧に供されることに同意することにつき、確約書を取得致します。さらに当該株式を担保提供又は貸株を行う場合は、事前に当社に報告することを書面で確認しております。

f 払込みに要する資金等の状況

株式会社エイビット・ホールディングスからは新株の引受けにかかる資金確保に関し、預金残高を証する書面の提出を受け、資金状況に問題はないことを確認しております。なお、本新株式の発行については、払込期日に全額を払い込むことの確約をいただいております。支障がない旨の確認書も受領しており、当社としてかかる払い込みに支障はないと判断しております。

g 割当予定先の実態

第三者調査機関である株式会社ディー・クエストによる調査の結果、問題ないと報告を受けております。また、その旨の確認書を株式会社東京証券取引所に提出しております。

2【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

3【発行条件に関する事項】

(1) 発行価格の算定根拠及びその具体的内容

発行価格につきましては、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日(平成25年10月30日)の東京証券取引所JASDAQスタンダード市場における当社普通株式の終値である900円からのディスカウト率3.56%である868円といたしました。当該発行価格につきましては、割当予定先より、当社の発行済株式総数と本第三者割当増資等により発行される新株式数、株式市場における当社株式の流動性、ボラティリティ、直近の上昇率及び株式市場の諸要因、前々期まで5期連続の純損失を計上していること等、当社のおかれている状況を加味したうえでディスカウトの要求があり、当社としても今回の資本提携によるシナジー効果、発行される新株式の保有期間を考慮して、両者で継続的に協議したうえで、決定したものであります。本第三者割当増資により、一定程度の希薄化することとなりますが、競争の激しい通信業界での生き残りをかけるためには、絶え間ない開発と販売が必須であると考えており、中長期的には、今回の増資による資金を開発に投下することは、株主様の利益に資するものと考えております。

なお、当該発行価格につきましては、直前営業日までの過去1ヶ月間の終値の平均値914円からのディスカウト率が5.03%、直前営業日までの過去3ヶ月間の終値の平均値677円からのプレミアム率が28.21%、及び直前営業日までの過去6ヶ月間の終値の平均値542円からのプレミアム率が60.15%となっております。

また、上記発行価格は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」(平成22年4月1日)により、原則として株式の発行に係る取締役会決議の直前日の価格(直前日における売買がない場合は、当該直前日からさかのぼった直近日の価格)を基準として決定することとされているため、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日の終値を基準といたしました。また、本日開催した本第三者割当増資に係る取締役会に出席した監査役3名(うち社外監査役2名)は、本第三者割当増資の実施を決議した取締役会において、発行価格である868円は、当該取締役会決議日の直前営業日の東京証券取引所JASDAQスタンダード市場における当社普通株式の終値からのディスカウト率は3.56%であり、当該取締役会決議日の直前営業日までの1ヶ月間の終値平均値、同3ヶ月間の終値平均値及び同6ヶ月間の終値平均値のいずれの株価に0.9を乗じた価額以上であり、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」に準拠して算定されたものであり、上記発行価格が割当予定先に特に有利な金額又は特に有利な条件による発行には該当しない旨の意見を表明しております。

(2) 発行数量及び株式の希薄化の規模が合理的であると判断した根拠

本第三者割当増資によって発行される株式数は349,000株(議決権の数は3,490個)であり、発行決議日現在の当社の発行済株式総数11,281,800株(議決権の総数は112,818個)に対して3.09%の割合(議決権の総数に対する割合は3.09%)で希薄化が生じることとなります。しかしながら、本新株の第三者割当は、当社の企業価値、株主価値の向上に大いに寄与すると考えられることから、本第三者割当増資の規模及び希薄化の程度は合理的な水準であると判断しております。

4【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

5【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	総議決権数に 対する所有議 決権数の割合 (%)	割当後の所有 株式数(株)	割当後の総議 決権数に対す る所有議決権 数の割合 (%)
(株)フィスコ	大阪府岸和田市荒木町二丁目18番15号	4,078,300	36.15	4,078,300	35.06
(株)ダイヤモンドエージェンシー	東京都港区南青山五丁目4番30号	3,000,000	26.59	3,000,000	25.79
(株)インデックス	東京都世田谷区太子堂四丁目1番1号	2,143,800	19.00	2,143,800	18.43
丸谷商事(株)	東京都中央区日本橋一丁目21番4号	400,000	3.55	400,000	3.44
(株)ジェイサイト	東京都中央区日本橋1丁目21番4号	400,000	3.55	400,000	3.44
(株)エイビット・ホールディングス	東京都八王子市南町3番10号	-	-	349,000	3.00
森本 友則	東京都世田谷区	89,500	0.79	89,500	0.77
エフエットホールディング(株)	東京都千代田区四番町8番6号 番町パークハウス1701	68,400	0.61	68,400	0.59
石川 芳郎	東京都港区	43,000	0.38	43,000	0.37
(株)ソリトンシステムズ	東京都新宿区新宿二丁目4番3号	40,000	0.35	40,000	0.34
(株)ケーエスピーホールディングス	東京都千代田区九段北一丁目2番3号 フナトビル3F	38,900	0.34	38,900	0.33
計	-	10,301,900	91.31	10,650,900	91.57

- (注) 1. 所有株式数につきましては、平成25年5月31日時点の株主名簿に記載された数値を基準とし、平成25年6月1日付の株式分割(1:100)及び当社において把握している平成25年6月1日以降の株主の異動を加味して記載しております。
2. 提出日現在(平成25年10月31日)の発行済株式総数は11,281,800株であります。
3. 総議決権数に対する所有議決権数の割合は小数点以下第3位を四捨五入しております。

6【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

7【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付けに関する情報】

第1【公開買付けの概要】

該当事項はありません。

第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約】

該当事項はありません。

第三部【追完情報】

1. 資本金の増減について

平成25年5月22日付及び平成25年6月6日付で第8回新株予約権が行使されたことにより、資本金は11,698千円増加し、916,680千円となりました。

2. 事業等のリスクについて

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書（第29期）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日（平成25年10月31日）までの間に生じた変更はありません。また、当該有価証券報告書に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日（平成25年10月31日）現在についても変更の必要はないものと判断しております。

3. 臨時報告書の提出について

当社は、後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書（第29期）提出日（平成25年2月26日）以降、本有価証券届出書提出日（平成25年10月31日）までの間において、以下の臨時報告書を東北財務局長に提出しております。（平成25年2月26日提出）

1 提出理由

当社は、平成25年2月26日開催の当社第29回定時株主総会において、以下のとおり決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該株主総会が開催された年月日

平成25年2月26日

(2) 当該決議事項の内容（会社提案）

第1号議案 定款一部変更の件

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役として、秋山司、石原直樹、張偉、中道賢一、深見修及び八木隆二の各氏を選任する。

第3号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、下山秀夫氏を選任する。

第4号議案 ストック・オプションとしての新株予約権を発行する件

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果（会社提案）

決議事項	賛成（個）	反対（個）	棄権（個）	可決要件	決議の結果及び賛成の割合
第1号議案					
定款一部変更の件	78,742	35	0	(注) 1	可決 89.02%
第2号議案					
取締役6名選任の件				(注) 2	
秋山 司	78,742	35	0		可決 89.02%
石原 直樹	78,742	35	0		可決 89.02%
張 偉	78,742	35	0		可決 89.02%
中道 賢一	78,742	35	0		可決 89.02%
深見 修	78,742	35	0		可決 89.02%
八木 隆二	78,742	35	0		可決 89.02%
第3号議案					
補欠監査役1名選任の件				(注) 2	
下山 秀夫	78,742	35	0		可決 89.02%
第4号議案					
ストック・オプションとしての 新株予約権を発行する件	78,742	35	0	(注) 1	可決 89.02%

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成であります。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。

(平成25年7月31日提出)

1 提出理由

当社及び当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に著しい影響を与える事象が発生いたしましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の規定に基づき提出するものであります。

2 報告内容

(1) 当該事象の発生日

平成25年5月31日

(2) 当該事象の内容

当社及び当社グループは、期中及び期末の為替相場の変動により、為替差益を営業外収益に計上いたしました。

(3) 当該事象の損益に与える影響額

当該事象により、平成25年11月期第2四半期累計期間（平成24年12月1日～平成25年5月31日）の連結決算において116,480千円の為替差益及び個別決算において105,693千円の為替差益を営業外収益に計上いたしました。

第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第29期)	自 平成24年8月1日 至 平成24年11月30日	平成25年2月26日 東北財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第30期第3四半期)	自 平成25年6月1日 至 平成25年8月31日	平成25年10月15日 東北財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示等手続ガイドライン）A4-1に基づき本届出書の添付書類としております。

第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第六部【特別情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成25年10月11日

株式会社ネクス
取締役会 御中

東光監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 外山 卓夫 印

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高田 博行 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ネクスの平成24年12月1日から平成25年11月30日までの連結会計年度の第3四半期連結会計期間(平成25年6月1日から平成25年8月31日まで)及び第3四半期連結累計期間(平成24年12月1日から平成25年8月31日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ネクス及び連結子会社の平成25年8月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第3四半期連結累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

強調事項

四半期連結貸借対照表関係注記に記載のとおり、会社は、製品不具合による損害賠償請求訴訟の提起を受けている。

当該事項は、当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

(注) 1 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。

2 四半期連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成25年 2月26日

株式会社ネクス

取締役会 御中

東光監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 外山 卓夫

指定社員
業務執行社員 公認会計士 高田 博行

<財務諸表監査>

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ネクスの平成24年8月1日から平成24年11月30日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

連結財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ネクス及び連結子会社の平成24年11月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

- 重要な後発事象に記載のとおり、会社は、製品不具合による損害賠償請求訴訟の提起を受けた。
- 重要な後発事象に記載のとおり、連結子会社は、平成24年12月27日開催の取締役会においてFisco(BVI)Limited Partnershipに対する全組合持分をBEST BALANCE LIMITEDに対して譲渡することを決議し、平成25年1月31日付けで譲渡が実行された。
- 重要な後発事象に記載のとおり、会社は、平成25年1月23日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行を決議し、平成25年2月8日付けで払込が完了、同日付けで新株が発行された。

4. 重要な後発事象に記載のとおり、会社は、平成25年1月24日開催の取締役会において、株式報酬型ストック・オプション発行承認を求める議案の定時株主総会への付議を決議し、平成25年2月26日開催の第29回定時株主総会において議決された。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ネクスの平成24年11月30日現在の内部統制報告書について監査を行った。

内部統制報告書に対する経営者の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した内部統制監査に基づいて、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき内部統制監査を実施することを求めている。

内部統制監査においては、内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための手続が実施される。内部統制監査の監査手続は、当監査法人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。また、内部統制監査には、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、株式会社ネクスが平成24年11月30日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- () 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 連結財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書

平成25年 2月26日

株式会社ネクス
取締役会 御中

東光監査法人

指定社員 公認会計士 外山 卓夫
業務執行社員

指定社員 公認会計士 高田 博行
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ネクスの平成24年8月1日から平成24年11月30日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ネクスの平成24年11月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

- 重要な後発事象に記載のとおり、会社は、製品不具合による損害賠償請求訴訟の提起を受けた。
- 重要な後発事象に記載のとおり、会社は、平成25年1月23日開催の取締役会において、第三者割当による新株式の発行を決議し、平成25年2月8日付けで払込が完了、同日付けで新株が発行された。
- 重要な後発事象に記載のとおり、会社は、平成25年1月24日開催の取締役会において、株式報酬型ストック・オプション発行承認を求める議案の定時株主総会への付議を決議し、平成25年2月26日開催の第29回定時株主総会において議決された。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- () 1 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。